

半田市有価資源回収事業に係る報償金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、家庭から出る有価資源を定期的に集団回収する区及び地域市民団体（以下「区等」という。）に対し、報償金を支給することにより、ごみ減量対策の一部とするとともに、有価資源の再生利用の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところとする。

- (1) 有価資源：廃棄物として顕在化していないもののうち、有価物として再生利用できるものをいう。
- (2) 集団回収：区等が年間を通じて定期的に有価資源を回収する行為をいう。

(対象及び報償金)

第3条 市長は、有価資源のうち空瓶、アルミニウム缶、スチール缶、紙パックを回収し、所定の方法によりリサイクルセンターまで搬入した区等に対して、その実績に応じ、別表1－(1)(2)(3)(4)に掲げる基準額を乗じて得た金額を、それぞれ空瓶回収報償金、アルミニウム缶回収報償金、スチール缶回収報償金、紙パック回収報償金として支給するものとする。

ただし、基準額は、市と回収業者との取り引き価格に応じ、年度ごとに市長がこれを定めるものとする。

2 市長は、前項によらず、区等が直接資源回収業者等に回収させた有価資源について、その回収量の実績に応じ別表1－(5)に掲げる基準額に乘じて得た金額を、有価資源回収報償金として支給するものとする。

(報告)

第4条 前条第2項により有価資源回収報償金を受けようとする区等は、有価資源回収実績報告書（様式1）に回収業者からの明細書等関係帳票等を添付して、市長の指定する期日までに報告しなければならない。

(委任)

第5条 要綱第3条第1項による報償金を受けようとする区等で、所定の方法により回収物をリサイクルセンターまで搬入できない場合は、これを第三者に委任することができる。
この場合、年度当初に搬入及び報償金の受取りについての委任状を添付し、市長に届けるものとする。

(届出)

第6条 この要綱により、空瓶回収報償金、アルミニウム缶回収報償金、スチール缶回収報

償金、紙パック回収報償金及び有価資源回収報償金を受けようとする区等は、当該事業の年間事業計画書（様式2）を市長の定める期日までに届け出るものとする。

（その他の事項）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に市長が定める。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表1

報償金支給基準額		
(1) 空瓶回収報償金	1キログラム当たり	24円
(2) アルミニウム缶回収報償金	1キログラム当たり	96円
(3) スチール缶回収報償金	1キログラム当たり	21円
(4) 紙パック回収報償金	1キログラム当たり	28円
(5) 有価資源回収報償金	1キログラム当たり	8円 (合计数値での小数点以下は切上げとする。)

※空瓶回収報償金、アルミニウム缶回収報償金、スチール缶回収報償金、紙パック回収報償金の内訳は、取扱い基準2による。